

令和7年度 年末たすけあい運動「見舞金」申請について

宮前区社会福祉協議会では、今年も 12 月に実施される年末たすけあい募金を財源として、見舞金の配布事業を行います。昨年は地域のたくさんの方のご協力のもと、5,000 円の見舞金を配布致しました。（※金額については実績により増減が生じる場合があります。）

今年度、見舞金の配布を希望される方は、申請が必要となりますので、下記の内容をご確認の上、所定の申請書にご記入をいただき、ご提出をお願いします。

対 象 者	以下(1)～(3)すべてに該当する方です。 (1)宮前区内で在宅生活を送っている方 ※施設入所者(グループホーム・ケアホームを含む)・長期入院患者(概ね3ヶ月以上)は対象外となりますので申請できません。 (2)市民税・県民税非課税の方 ※非課税証明書の添付を求める場合があります (3)次のいずれかの項目に該当する方 ①心身障がい児者で次の障がいのある方 ア 身体障害者手帳1・2級の方 《添付書類：身体障害者手帳またはカードのおもて面のコピー》 ※氏名、住所、等級、障害名が記載された部分 イ 療育手帳Aの人または知能指数(IQ)35以下の方 《添付書類：療育手帳またはカードのおもて面のコピー》 ウ 精神障害者保健福祉手帳1級の方 《添付書類：精神障害者手帳またはカードのおもて面のコピー》 ②要介護度4以上の高齢者(65歳以上) 《添付書類：介護保険証のコピー》 ③ひとり親世帯で、児童扶養手当の給付を受けている方 《添付書類：児童扶養手当証書のコピー》 ④災害遺児等の福祉手当受給者 《添付書類：川崎市災害遺児等福祉手当支給決定通知書のコピー》 ⑤公害病認定患者 《添付書類：公害医療手帳のコピー》
申 請 方 法	所定の申請書に必要事項を記入し、住所および対象となる手帳・介護保険者証等の等級、保険証番号のわかるページまたはカードのコピー等を必ず添付し、宮前区社会福祉協議会まで郵送または持参にて申請してください。 ※1) 代理提出もできます。 ※2) FAXでの申請は受け付けておりません。 ひとり親世帯の方で、児童扶養手当証書の更新手続きで証書が手元に無い方は、申請書の余白に「児童扶養手当証書の更新中」とご記入の上、申請してください。後日、「児童扶養手当証書」がお手元に届きましたら、11月28日(金)までに証書のコピーを郵送もしくはご持参ください。提出が無い場合、申請が無効となりますのでご注意ください。 ※申請に係る諸費用(封筒・切手代・コピー代、交通費等)は申請者負担とさせていただきます。

(裏面に続く)

受付期間	令和7年9月1日（月）～10月31日（金）必着 ※但し、郵送の場合は当日消印有効。<u>受付期間を過ぎた申請書は受け付けることができませんのでご注意ください。</u>
留意事項	・ <u>年度ごとの申請となりますので、過去にお申し込んだことのある方についても必ず手帳やカード、証書等のコピーの添付が必要となります。</u> ・ 見舞金の配布は個人単位とし、1世帯に対象者が複数人いる場合、人数分の申請が可能です。 ※申請者ごとの申請書が必要となります。 ・ 1人の方が複数の対象となる場合、申請は1口となります。 ・ 不正受給が判明した場合は返納を求めます。 ・ 見舞金の金額につきましては、昨年度は5,000円でしたが、今年度の年末たすけあい募金の実績により決定いたしますので、増減が生じる場合がございます。 ・ 見舞金はお住まいの地区を担当する民生委員児童委員がご自宅まで訪問しお配りいたします。 ・ 申請書の記載漏れ、または虚偽の申請につきましては、見舞金の配布ができない場合がございますのでご注意ください。 ・ <u>見舞金配布時に宮前区外へ転出されていた場合、また不在の場合は、見舞金を受けられません</u>のでご了承ください。

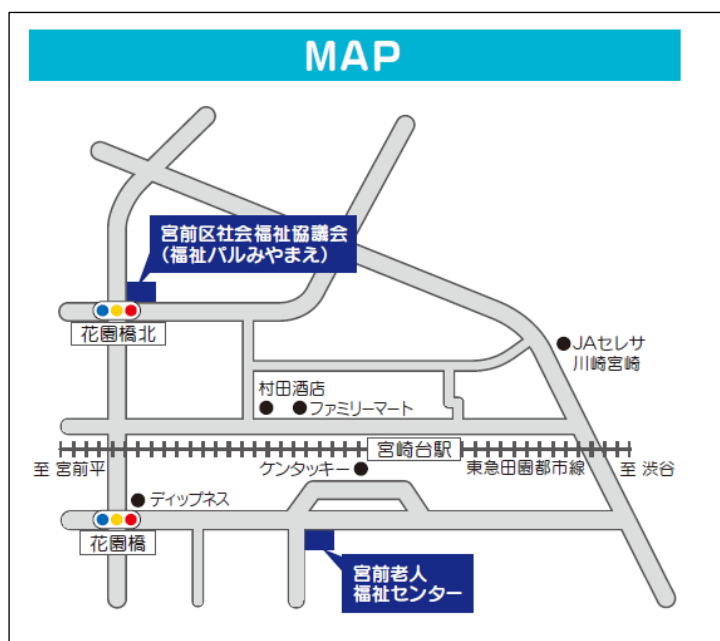
《申請・問い合わせ先》

川崎市宮前区社会福祉協議会 地域課

〒216-0033 川崎市宮前区宮崎2-6-10 宮崎台ガーデンオフィス4階

電話：044-856-5500／FAX：044-852-4955

窓口受付時間 午前9時から午後4時（日曜・祝日は休み）



〈交通機関〉

○東急田園都市線 宮崎台より徒歩5分

○東急田園都市線 宮崎台駅または宮前平駅より東急バス乗車「福祉パル前」下車すぐ